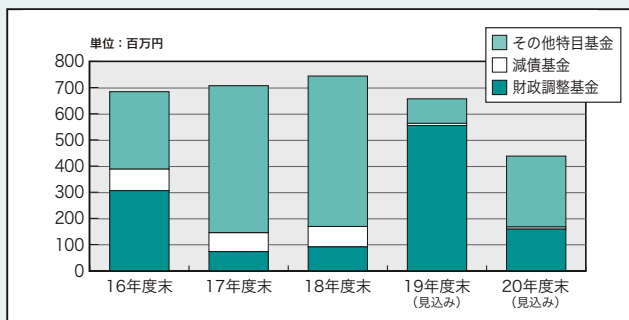


一般会計における 基金残高（現金）の推移

- 財政調整基金** 災害の発生や予期しない収入の減などに備えるための基金
- 減債基金** 市の借金の返済に必要な財源を確保するために必要な基金
- その他特目基金** 公共施設の立て替えなど特定の目的のために使う基金

【一人あたりの基金の残高見込み】 約 6,500 円

※平成 20 年度末見込み額です。
※平成 20 年 2 月末の人口（67,258 人）で算出しています。



単位：百万円

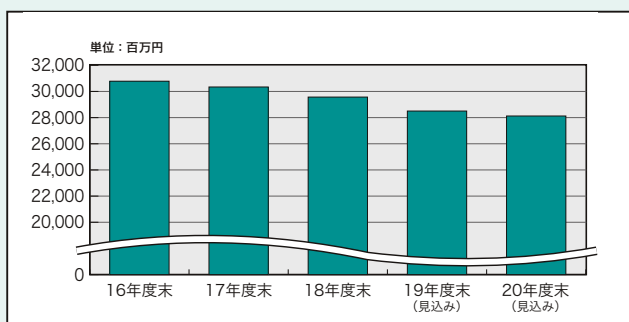
	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末 (見込み)	20年度末 (見込み)
財政調整基金	306	73	91	555	159
減債基金	82	72	78	8	8
その他特目基金	296	562	575	94	271
合計	684	707	744	657	438

※平成 16～18 年度末数値は地方財政状況調査による

一般会計における 地方債残高の推移

【一人あたりの地方債の残高見込み】 約 418,000 円

※平成 20 年度末見込み額です。
※平成 20 年 2 月末の人口（67,258 人）で算出しています。



単位：百万円

	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末 (見込み)	20年度末 (見込み)
地方債残高	30,784	30,343	29,559	28,491	28,125

補助金交付基準を策定しました

補助金のうち「団体運営費補助金」について、平成 20 年度から統一した基準により支出を行っていきます。

【**交付基準策定の背景**】 補助金の削減そのものを目的とするのではなく、限られた財源を有効に活用し、補助金の効果的・効率的かつ適正な執行がされるよう、既存の補助金等の必要性を見極めるとともに、統一的で明確な基準で審査する目的で、補助金交付基準を策定しました。

【**団体運営費補助の見直し**】 補助金は、地方自治法において「公益上必要がある場合」に限られています。また、補助金交付は本来、具体的な事業費を対象に補助されることが適当であり、事業目的の達成に向けて行政が財政的な支援をすることが必要と判断された場合に交付されるものと考えています。したがって、この「事業費補助への移行」の考え方から、補助金のうち「団体運営費補助金」について、見直しを行いました。

【**評価の観点および交付基準**】 評価につきましては、団体自体の評価ではなく、団体への補助金支出について、公益性、効率性、公平性、優先性、必要性の観点から評価を行い、また補助率を事業費の 2 分の 1 以内とする原則、繰越額の状況等を考慮する交付基準を設けました。補助金の見直しについては、補助金額だけでなく、これからの方向性として、継続・廃止・統廃合などの検討も行っています。

(交付基準の詳細は、市ホームページでご覧いただけます。)